

# 利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

## 1 改正実施日 令和5年4月1日（土）

### 2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
花泉テニスコート	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで

### 3 使用料等の見直し

#### (1) 花泉体育館

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用（一般）	1時間	800円	1,000円
アリーナ専用（高校生以下）	1時間	400円	500円
アリーナ個人（一般）	1人1回	200円	200円
アリーナ個人（高校生以下）	1人1回	100円	100円
会議室	1時間	200円	400円
アリーナ暖房（ブライトヒーター）	1時間	—	400円（新設）
会議室暖房設備	1時間	—	80円（新設）

#### (2) 花泉第二体育館

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用（一般）	1時間	400円	200円
アリーナ専用（高校生以下）	1時間	200円	100円
アリーナ個人（一般）	1人1回	100円	200円
アリーナ個人（高校生以下）	1人1回	50円	100円

#### (3) 花泉テニスコート

貸室名等	単位	改正前	改正後
コート（一般）	1面1時間	200円	200円
コート（高校生以下）	1面1時間	100円	100円
夜間照明設備	1面1時間	200円	250円

#### (4) 共通（持込電気器具）

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	廃止
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき1時間 （1,500Wまで）	—	50円（新設）

### 4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」

### 5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL [sport@city.ichinoseki.iwate.jp](mailto:sport@city.ichinoseki.iwate.jp)



# 花泉運動公園野球場・テニスコート・多目的競技場

令和4年12月1日

## 利用期間・利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

### 1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

#### 2 利用期間の変更

施設名	改正前	改正後
花泉運動公園野球場	3月16日から11月30日まで	<b>3月第1週の土曜日から11月30日まで</b>

#### 2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
花泉運動公園テニスコート	午前5時から午後10時まで	<b>午前6時から午後10時まで</b>
花泉運動公園多目的競技場	午前5時から日没まで	<b>午前6時から日没まで</b>

#### 3 使用料等の見直し

##### (1) 花泉運動公園野球場

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド（一般）	1時間	1,000円	1,000円
グラウンド（高校生以下）	1時間	500円	500円
夜間照明設備	1時間	3,000円	<b>3,500円</b>
放送設備	1試合	500円	500円
スコアボード	1試合	500円	500円

##### (2) 花泉運動公園テニスコート

貸室名等	単位	改正前	改正後
コート（一般）	1面1時間	200円	200円
コート（高校生以下）	1面1時間	100円	100円
夜間照明設備	1面1時間	200円	<b>250円</b>
放送設備	1回	—	<b>200円（新設）</b>

##### (3) 花泉運動公園多目的競技場

使用料の変更はありません。

##### (4) 共通（持込電気器具）

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	<b>廃止</b>
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき1時間 （1,500Wまで）	—	<b>50円（新設）</b>

#### 4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」

#### 5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL [sport@city.ichinoseki.iwate.jp](mailto:sport@city.ichinoseki.iwate.jp)



## 使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 使用料等の見直し（花泉水泳プール）

貸室名等	単位	改正前	改正後
プール（一般）	1人1回	200円	200円
プール（高校生以下）	1人1回	100円	100円
プール（就学前）	1人1回	50円	<b>無料</b>
プール(団体：一般 30人まで)	1回	1,500円	<b>廃止</b>
プール(団体：高校生以下 30人まで)	1回	750円	<b>廃止</b>
プール(団体：一般 <b>15人以上</b> )	1人1回	—	<b>140円（新設）</b>
プール(団体：高校生以下 <b>15人以上</b> )	1人1回	—	<b>70円（新設）</b>
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	<b>廃止</b>
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1,500Wまで）	—	<b>50円（新設）</b>

3 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL [sport@city.ichinoseki.iwate.jp](mailto:sport@city.ichinoseki.iwate.jp)